

令和元年度名古屋市教育委員会第55号議案

教育長等専決規則の一部を改正する規則案について

1 改正理由・内容

- (1) 中学校施設のスポーツ開放に関する事務をスポーツ市民局長に補助執行させることに伴い、規定の整理を行います。
- (2) スポーツ推進審議会及び瑞穂公園陸上競技場整備等事業者選定審議会に関する事務をスポーツ市民局へ移管することに伴い、当該審議会の委員の委嘱について、規定の整理を行います。
- (3) その他規定の整理を行います。

2 施行期日

令和2年4月1日から施行します。

3 規則案・新旧対照

別紙のとおり

(案)

教育長等専決規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月 日

名古屋市教育委員会教育長 鈴木 誠 二

名古屋市教育委員会規則第 号

教育長等専決規則の一部を改正する規則

教育長等専決規則（昭和31年名古屋市教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「基づき」の次に「スポーツ市民局長、」を加え、同項第13号を次のように改める。

(13) 教育委員会の附属機関及びこれに準ずる機関の委員を任命し、又は委嘱すること。

第1条第1項第15号中「請願」を「重要な請願」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(参 考)

新 旧 対 照

教育長等専決規則（抜すい）

改 正 案	現 行
第1条 教育長は、教育委員会の権限に属する教育事務（地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定に基づき<u>スポーツ市民局長、観光文化交流局長及び子ども青少年局長に補助執行させる事務を除く。</u>）のうち、次に掲げる事項を除いたもの（以下「専決事項」という。）を専決することができる。 (1)～(12) (略) (13) <u>教育委員会の附属機関及びこれに準ずる機関の委員</u>を任命し、又は委嘱すること。 (14) (略)	第1条 教育長は、教育委員会の権限に属する教育事務（地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定に基づき観光文化交流局長及び子ども青少年局長に補助執行させる事務を除く。）のうち、次に掲げる事項を除いたもの（以下「専決事項」という。）を専決することができる。 (1)～(12) (略) (13) <u>教育委員会事務局指定管理者選定委員会委員、子どもいきいき学校づくり推進審議会委員、産業教育審議会委員、いじめ対策検討会議委員、社会教育委員、図書館協議会委員、スポーツ推進審議会委員、瑞穂公園陸上競技場整備等事業者選定審議会委員、文化財調査委員会委員、伝統的建造物群保存地区保存審議会委員、博物館協議会委員、美術館協議会委員及び科学館協議会委員</u>を任命し、又は委嘱すること。 (14) (略)

(15) <u>重要な</u> 請願の採択及び審議に関すること。	(15) 請願の採択及び審議に関すること。
(16)～(17) (略)	(16)～(17) (略)
2～4 (略)	2～4 (略)